

令和7年4月25日

会員各位

(一社) 富山県トラック協会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会富山県支部

労働災害防止に向けた緊急要請

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営に格別なるご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年4月25日 富山労働局・富山労働基準監督署より、富山地区管内において、4日以上の休業災害が3月累計（14件）、対前年同期+7件と労働災害発生が増加傾向にあるため、富山地区支部 支部長宛に、『道路貨物運送業における労働災害防止対策の徹底について』の緊急要請文書が交付されました。

昨年も、砺波労働基準監督署より同じ要請文書が発せられ、2年続けての緊急要請となりますので、各会員事業所に於かれましては労働災害撲滅に向け一層の取り組みをお願い致します。

敬具

記

1. 道路貨物運送業における労働災害防止対策の徹底について（要請）
2. 荷役5大災害防止対策チェックリスト

以上

※ なお、緊急要請文書及び荷役5大災害防止対策チェックリストは、富山労働局のホームページ及び富山県トラック協会のホームページにも掲載しております。



富山基発 0425 第 1 号の 2
令和 7 年 4 月 25 日

管内運送関係事業者 各位

富山労働基準監督署長



道路貨物運送業における労働災害防止対策の徹底について（要請）

平素から労働基準行政の推進にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当署管内の道路貨物運送業における休業 4 日以上労働災害死傷者数は、令和 4 年から 2 年連続で減少して令和 6 年は 42 人となっております。

しかしながら、令和 7 年 3 月末時点での労働災害件数は前年同期が 7 人であったのに対し既に 2 倍となる 14 人となっており、今後の労働災害件数のさらなる増加が憂慮される状況となっております。

また、令和 6 年の労働災害の発生状況についてみると、荷積み、荷卸し等の荷役作業に関連して発生しているものが 30 人と全体の 7 割を占めており、災害の内容としては、「墜落・転落」、「転倒」、「激突され」が主なものとなっておりますが、これらの災害の中には、基本的なルールが守られていれば防げたものや、作業方法、作業環境等の安全性の検討が行われていれば防げたものが多くみられるところです。

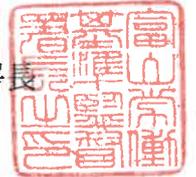
つきましては、道路貨物運送業における特に重大な 5 大災害（墜落・転落、荷崩れ、フォークリフト使用時、無人暴走、後退時）をはじめ、広く労働災害の発生を未然に防止するため、別添の「荷役 5 大災害防止チェックリスト」を活用のうえ、貴事業場における安全衛生管理体制、作業設備、労働者に対する安全衛生教育等を再度確認し、労働災害防止対策の推進及び労働災害防止の徹底を図っていただくようお願いします。



富山基発 0425 第 1 号の 1
令和 7 年 4 月 25 日

一般社団法人富山県トラック協会 富山地区支部
支部長 千田 勲 殿

富山労働基準監督署長



道路貨物運送業における労働災害防止対策の徹底について（要請）

平素から労働基準行政の推進にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当署管内の道路貨物運送業における休業 4 日以上労働災害死傷者数は、令和 4 年から 2 年連続で減少して令和 6 年は 42 人となっております。

しかしながら、令和 7 年 3 月末時点での労働災害件数は前年同期が 7 人であったのに対し既に 2 倍となる 14 人となっており、今後の労働災害件数のさらなる増加が憂慮される状況となっております。

また、令和 6 年の労働災害の発生状況についてみると、荷積み、荷卸し等の荷役作業に関連して発生しているものが 30 人と全体の 7 割を占めており、災害の内容としては、「墜落・転落」、「転倒」、「激突され」が主なものとなっておりますが、これらの災害の中には、基本的なルールが守られていれば防げたものや、作業方法、作業環境等の安全性の検討が行われていれば防げたものが多くみられるところです。

つきましては、貴団体におかれましても傘下の会員事業者に対し、別添の要請書及び「荷役 5 大災害防止チェックリスト」を活用いただき、労働災害防止対策の徹底の必要性を広く周知いただくとともに、労働災害防止に向けたより一層の取組の推進を図っていただきますようお願いいたします。

荷役 5 大災害防止対策チェックリスト

チェック欄記入方法 ○：実施している △：一部実施している ×：実施していない -：該当なし

災害の種類	チェック項目	チェック	改善方針等 問題点とそれに対する改善方針、実施時期等を具体的に明記してください
共通事項	保護帽の着用	最大積載量が5トン以上のトラックの荷役作業においては必ず保護帽を着用させていますか。	
		上記以外の場合の荷役作業においても保護帽の着用させていますか。	
	耐滑性のある靴の着用	雨天時等滑りやすい状態で作業を行う場合には、耐滑性のある靴（Fマーク）を使用させていますか。	
墜落・転落 災害	作業計画の作成等	作業計画、作業手順書を作成し、複数の作業員で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置していますか。	
	作業床等の使用	荷台の上での作業については、あおりに取り付ける簡易作業床や移動式ブラットホーム等を使用するなどし、荷台のあおりに乗っての作業を避けさせていますか。	
	昇降設備の使用	荷台への昇降設備を用意し、最大積載量が5t以上のトラックの荷台への昇降は、昇降設備を使用させていますか。	
		最大積載量が5t未満のトラックの荷台への昇降についても、昇降設備（踏み台等の簡易なものでもよい。）を使用させていますか。	
	荷や荷台上で の作業	荷や荷台の上で作業を行う場合は、荷台端付近で背を荷台外側に向けないようにし、後ずさりさせないようにしていますか。不安定な荷の上では移動させないようにしていますか（一度地面に降りて移動すること。）。	
安全帯の 使用	安全帯を取り付ける設備がある場合は、安全帯を使用させていますか。		

荷崩れ	作業計画の作成等	作業計画、作業手順書を作成し、複数の作業員で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置していますか。		
	適切な荷付けの実施	積付けの際、積みおろしを行う労働者が安全に積みおろしができるよう配慮した積付けを行い、適切な固定・固縛を行わせていますか。		
	走行中の荷への配慮	荷崩れに繋がりがやすい荒い運転（急制動、急発進、急旋回等）をさせないようにしていますか。トラックで輸送中、適宜停車時に積荷の固定・固縛方法を点検させていますか。		
	荷下ろし時の配慮	ロープ解きの作業、シート外しの作業、荷台のあおりやウイングを動かす場合、荷室扉を開ける場合は、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後に行わせていますか。		
	教育の実施	荷の固定・固縛方法に係る教育を実施していますか。		
フォークリフト使用時	作業計画の作成等	作業計画、作業手順書を作成し、複数の作業員で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置していますか。		
	適切な資格者による運転	フォークリフトの運転は、最大荷重に合った資格を有している労働者に行わせていますか。 ----- フォークリフトの操作に慣れていない場合は、一定期間は指導者の指導の下で作業を行わせていますか。		
	用途外使用の禁止	フォークリフトの用途外使用（人の昇降等）、運転席からの身の乗り出し等の危険な行為をさせないようにしていますか。		
	安全な運転	停止、急旋回を行わせないこと。バック走行時には、後方（進行方向）確認を徹底させていますか。		
	走行場所の区分	自社の施設内にあつては、フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分していますか。		
無人暴走	作業手順の作成	トラックの停車、ドライバーの降車、トラック内での待機について、作業手順を定めていますか。		

	逸走防止措置の実施	降車時には必ず逸走防止措置（①パーキングブレーキ→②エンジン停止→③ギアロック→④輪止めの4点セット）を実施させていますか。		
	逸走時の措置	万一、トラックが動き出したときは、止めようとしたり、運転席に乗り込もうとすることは厳禁とし、周囲への警告を寄せさせるようにしていますか。		
	降雪・凍結時の配慮	降雪・凍結した坂道（わずかな傾斜も含む）では、原則として停車させないようにしていますか。		
トラック 後退時	確実な後方確認の実施	トラックの後方の状況が十分確認できない場合は、トラックを後退させないようにしていますか。		
	後退誘導による後退時の配慮	後退誘導担当者がある場合、誘導担当者が目視できる状態で後退を行い、声や笛などの音声のみで後退の可否を判断させないようにしていますか。		
	後退警告音	原則として、後退警告音の音量は下げないようにしていますか。やむを得ず下げる場合は、バックモニター等その他の安全対策を併用させるようにしていますか。		
	誘導員の配置	自社の施設内にあっては、誘導員を配置し、トラックを安全に誘導させていますか。		
	走行場所の区分	自社の施設内にあっては、トラックの走行場所と歩行通路を区分していますか。		
安全衛生 管理一般	荷役災害防止担当者の配置	荷役災害防止のための担当者を指名していますか。 ----- 荷役災害防止のための担当者に必要な教育は実施していますか。		
	労働者への教育	関係労働者に作業方法等について教育を実施していますか。 ----- 教育内容の定着状況の確認を行っていますか。		
安全衛生 管理一般	作業場の点検	荷役作業場所の床の凹凸や段差の有無、整理整頓の状況について巡視・点検を実施していますか。		
	作業標準書の作成	安全な作業標準書を作成していますか。また、当該作業標準書の遵守を労働者に徹底させていますか。		

リスクアセスメントの実施	リスクアセスメントの実施担当者を定めていますか。		
	作業や作業環境に関してリスクアセスメントを実施していますか。		
	リスクアセスメントに基づく対策を実施していますか。		
安全衛生管理体制の運営	労働災害防止のため安全衛生委員会又はそれに準ずる体制を設けていますか。		
	委員会等の場では労働災害の動向、事例、防止対策等について話し合う機会を設けていますか。		
安全衛生活動の実施	労働災害防止や労働者の安全意識向上のため日常的に危険予知活動（KY活動）やヒヤリハット報告を実施していますか。		

※ 上記の事項のほか、荷役作業時に陸運事業者が実施すべき総合的な実施事項が、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に定められています。本ガイドラインに基づき一層の取組をお願いします。詳しくは、以下 QR コードを参照ください。

